

勝浦町分譲宅地紹介謝礼金交付要綱

令和 7 年 3 月 27 日

勝浦町告示第 22 号

(目的)

第 1 条 この告示は、勝浦町が造成した分譲宅地の販売を促進するため、分譲宅地の購入希望者を紹介した者（以下「紹介者」という。）に対し、紹介謝礼金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(紹介者の資格)

第 2 条 紹介者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 購入希望者の同居親族又は同居予定の親族でないこと。
- (2) 勝浦町の職員でないこと。
- (3) 宅地建物取引を業とする者及びその社員でないこと。
- (4) 暴力団員等でないこと。

(交付対象)

第 3 条 紹介謝礼金の交付の対象となる紹介は、次に掲げる条件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 第 4 条に規定する紹介書の提出があった日から 30 日以内に、勝浦町分譲宅地要綱（以下、「分譲要綱」という。）第 5 条に規定する分譲の申込み（以下、「分譲申込み」という。）があること。
- (2) 町と購入希望者との間で分譲要綱第 7 条に規定する契約の締結が行われ、分譲要綱第 10 条に規定する所有権移転登記（以下「登記」という。）がなされるものであること。

(紹介謝礼金の額)

第 4 条 紹介 1 件あたりの紹介謝礼金の額は、100,000 円とする。

(紹介書の提出等)

第 5 条 紹介者は、購入希望者紹介書（様式第 1 号。以下「紹介書」という。）に紹介同意書（様式第 2 号）を添付の上、町長に提出するものとする。ただし、紹介書の提出日以前に購入希望者が分譲申込みを行い受付済みとなっている場合は、紹介は無効とする。

2 前項の紹介書は、購入希望者 1 人につき 1 通のみ提出することができるものとする。

3 町長は、紹介書の提出があったときは、記載事項について確認の上、受付するものとする。ただし、同一の購入希望者の紹介書が複数の者から提出された場合は、先に町へ提出された紹介書のみを受付する。

(交付決定)

第 6 条 町長は、登記が完了した後に、第 2 条及び第 3 に掲げる事項を審査し、紹介謝礼金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、紹介者に交付決定通知書（様式第 3 号）により通知する。

(紹介謝礼金の請求等)

第7条 前条の規定による交付決定の通知があった紹介者は、町長が指定する期日までに、紹介謝礼金交付請求書(様式第4号)の提出をしなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、すみやかに紹介謝礼金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第8条 町長は、紹介者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条に規定する交付決定を取り消すことができる。

(1) 紹介者が紹介謝礼金を受領する権利を第三者に譲渡したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により紹介謝礼金の交付を受けたとき。

(紹介謝礼金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により、第6条に規定する交付決定を取り消した場合において、既に紹介謝礼金が交付されているときは、期限を定めてこれを返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第3条第1号の規定により、第6条に規定する交付決定又は第7条に規定する紹介謝礼金の請求及び交付が令和8年4月1日以降となる場合は、なおその効力を有する。